

2026(令和8)年度

# デキジマスターガイド



〒555-0031 大阪市西淀川区出来島3丁目3番6号

【電話】 06-6474-1351

【FAX】 06-6474-1356

学校ホームページ <https://www2.osaka-c.ed.jp/dekijima-s/>



# 校章

校是

## 花と緑

個の花を咲かせ【花】、うるおいのある将来を【緑】  
地域に花を咲かせ【花】、うるおいのある街に【緑】

西淀川区の花である  
山茶花(さざんか)をイメージ

花びらの重なりは、

児童生徒同士のつながりや  
地域とのつながりを

花

「出」という文字は、

喜びや自信、意欲に満ち、  
こぶしを握って力こぶをつくる  
児童生徒の姿を

花びらの広がり、

児童生徒自身の  
内からあふれる活力と  
活躍場面の広がりを



「∞ (無限大)」記号をなす葉と茎は、

児童生徒一人ひとりが  
自分の花を咲かせることを支える  
様々な人やこと、ものを

緑

# 校歌

あさひ そら  
朝日かがやく 空のもと  
えがお はな さ  
笑顔の花を咲かせよう  
とも なかま  
友とのであい みんなは仲間  
めば まな や  
きずな芽生える学び舎  
できじましえん  
出来島支援

みどり よど ち  
緑ゆたかな 淀の地に  
はな さ  
「できた！」の花を咲かせよう  
こころ  
じりつの心 たくましく  
ちから まな や  
カみなぎる学び舎  
できじましえん  
出来島支援

みなも や そじま  
水面きらめく 八十島に  
はな さ  
まなびの花を咲かせよう  
みらい お きぼう  
未来に向かい ふくらむ希望  
ゆめ まな や  
夢をかなえる学び舎  
できじましえん  
出来島支援

# 所在地と通学路

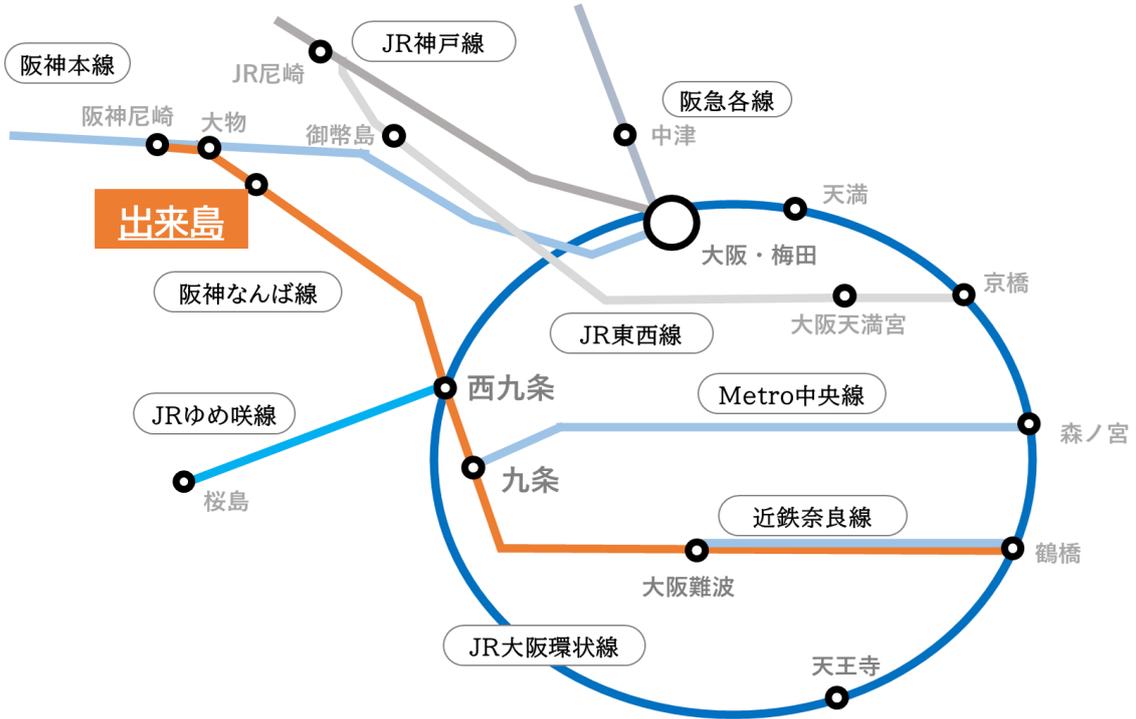


〒555-0031 大阪市西淀川区出来島3丁目3番6号

- 阪神なんば線 「出来島」駅 南西へ 800m
- 大阪シティバス 42、92 系統 「出来島」停留所 西へ 400m
- 大阪シティバス 42、92 系統 「出来島大橋」停留所 南西へ 750m

❖ 本校は「→」のとおり、通学路を指定しています。

# アクセス



大阪シティバスを大阪/梅田方面からご利用の場合

【42・92 系統】 大阪駅前---十三---御幣島駅---出来島駅前---出来島---出来島大橋

# 通学区域



# 児童生徒数

令和8年3月2日現在 4月1日在籍者見込み数

学部	学年	児童数・生徒数	合計
小学部	1年	25	95
	2年	19	
	3年	16	
	4年	14	
	5年	13	
	6年	8	
中学部	1年	41	96
	2年	30	
	3年	27	
高等部	1年	56	117
	2年	28	
	3年	33	
合計		308	

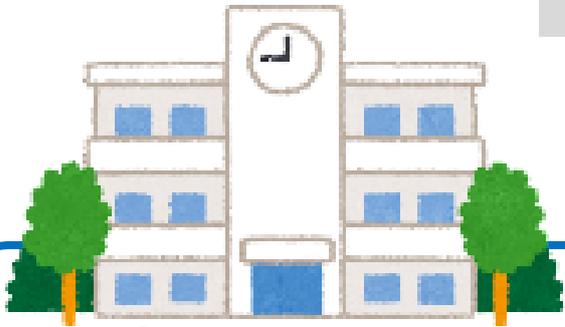
# 校地校舎



- 高等部、職員室  
パソコン室、音楽室  
会議室
- 中学部、高等部  
ADL室、図書室  
調理室、被服室  
理科室
- 小学部、中学部  
自立活動室、視聴覚室  
美術室
- 小学部、プレイルーム  
喫茶実習室、木工実習室  
美術室、窯業室  
清掃実習室、地域支援室  
校長室、事務室、保健室
- 体育館、給食室  
図工室、音楽室

# 学校教育目標

個の花を咲かせ【花】、うるおいのある将来を【緑】



人や地域とつながり、

新しい『絆』が芽生える

交流  
教育

防災  
教育

キャリア  
教育

日々の  
授業

で

あい

き

ずな

じ

りっ

ま

なび



## 地域に花を咲かせ【花】、うるおいのある街に【緑】

できた！ がいっぱい、  
きらきら笑顔 がいっぱい、  
夢 がいっぱいの学校



自分と出会い、友だちと出会い、  
たくさんのものと出会う

人や地域とつながり、絆を深める

自分らしさを大切にしながら  
“じりつ”をめざす

夢に向かって学び続ける力をつける



# 令和8(2026)年度 行事予定

2学期制です。学期の最終日に個別の指導計画を配付します。

	前期					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
全校	春季休業 始業式 入学式 学年懇談会 春季懇談会	火災避難訓練 運動会・体育祭 個別の指導計画 30 目標配付	水泳授業開始	夏季休業 授業終了17 夏季懇談会	短縮授業 授業開始27 夏季休業	地震火災避難訓練
小学部		校外学習(小3) 校外学習(小4) 校外学習(小5) 校外学習(小6)	校外学習(小1) 校外学習(小2)	授業参観期間		宿泊学習(小5)
中学部		校外学習(中3)	就業体験実習(中全) 校外学習(中1)	宿泊学習(中2) 授業参観期間		
高等部			現場体験実習(高3) 校外学習(高1)	宿泊学習(高2)		授業参観期間

※ 日常における授業、授業参観や学校公開等、授業場面の写真撮影、ビデオ撮影はお控えください。

※ 運動会・体育祭、学校祭、入学式、卒業式等の行事におきましては、写真撮影、ビデオ撮影は可能です。撮影した画像や映像はご家庭で閲覧、視聴するものとし、SNS等への公開は行わないでください。

※ 変更となる場合があります。前月に配付する行事予定でご確認ください。

後期					
10月	11月	12月	1月	2月	3月
前期終業式1 個別の指導計画配付 秋季休業 後期始業式5		冬季休業 創立記念日 24 授業終了 23 できじまつり(学校祭) 11・12	授業開始8 授業参観期間 地震津波避難訓練	冬季懇談会	春季休業 修了式 24 個別の指導計画配付
校外学習(小4) 校外学習(小3) 校外学習(小1) 修学旅行(小6)	校外学習(小2)			卒業遠足(小6)	卒業式
校外学習(中1) 修学旅行(中3)	校外学習(中2)			就業体験実習(中全)	卒業式
現場体験実習(高2) 現場実習(高3)	修学旅行(高3) 校外学習(高2) 校外学習(高1)			現場体験実習 (高一該当者)	卒業式

# 教育課程

## 小学部

( )は前期

	生 活	国 語	算 数	音 楽	図 画 工 作	体 育	特別の教科 道徳	特別 活動	自 立 活 動	合 計
1年	4(2)	2	2	1	1	2	1	1	5	19(17)
2年	4	2	2	1	1	2	1	1	5	19
3年	4	2	2	2	2	2	1	1	5	21
4年	4	2	2	2	2	2	1	3	5	23
5、6年	3	2	2	2	2	3	1	3	5	23

## 中学部

	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	職 業	家 庭	特別の教科 道徳	特別 活動	総合的な学習の時間	自 立 活 動	合 計
1~3年	3	2	3	2	2	2	4	4	2	1	2	1	2	30

## 高等部

	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	職 業	家 庭	特別の教科 道徳	特別 活動	総合的な探究の時間	自 立 活 動	合 計
1~3年	3	2	3	2	2	2	4	7 ※1	2	- ※2	1	1	1	30

※1 高等部2年生から「職業」の授業でコースに分かれて授業を実施します。(コース制授業)

※2 道徳教育は学校生活全体をとおして実施します。

# 校時表

	小学部	中学部・高等部
8:45	(移動)	(移動)
9:00	自立活動・生活 9:00～9:15	自立活動 9:00～9:15
9:15	1限 9:15～9:55	1限 9:15～9:55
9:55	休憩時間	休憩時間
10:00	2限 10:00～10:40	2限 10:00～10:40
10:40	休憩時間	休憩時間
10:50	3限 10:50～11:30	3限 10:50～11:30
11:30	休憩時間	休憩時間
11:35	給食 自立活動 生活 11:35～12:45	4限 11:35～12:15
12:15		給食 自立活動 12:15～13:15
12:45	自立活動・生活 12:45～13:05	
13:05	(移動)	
13:15	13:15 下校	休憩時間
13:25		5限 13:25～13:55
13:55		休憩時間
14:00	6限 14:00～14:30	6限 14:00～14:40
14:30	休憩時間	休憩時間
14:35	自立活動 生活 14:35～15:05	14:45～15:05 自立活動
14:40		
14:50		
15:05	(移動)	(移動)
15:15	15:15 下校	15:15 下校

短縮校時

	小学部	中学部・高等部	小学部	中学部・高等部
8:45	(移動)	(移動)	(移動)	(移動)
9:00	自立活動・生活 9:00～9:15	自立活動 9:00～9:15	自立活動・生活 9:00～9:15	自立活動 9:00～9:15
9:15	1限 9:15～9:50	1限 9:15～9:50	1限 9:15～9:50	1限 9:15～9:50
9:50	休憩時間	休憩時間	休憩時間	休憩時間
9:55	2限 9:55～10:30	2限 9:55～10:30	2限 9:55～10:30	2限 9:55～10:30
10:30	休憩時間	休憩時間	休憩時間	休憩時間
10:40	3限 10:40～11:15	3限 10:40～11:15	3限 10:40～11:15	3限 10:40～11:15
11:15	自立活動	自立活動 11:15～11:35	生活 11:15～11:35	休憩時間
11:20	生活 11:15～11:35			4限 11:20～11:55
11:35	(移動)	(移動)	給食 自立活動 11:35～12:30	給食 自立活動 11:55～12:55
11:45	11:45 下校			
11:55			13:15 下校	自立活動 12:55～13:05
12:30	(移動)	(移動)		
12:55				
13:05				
13:15				

❖ 「13:15 下校 (小学部 1 便)」 実施曜日 (●)

	月	火	水	木	金
小1	●	※ 前期のみ	●		●
小2	●		●		●
小3			●		●
小4・5・6			●		

- 自主通学の生徒は8:30～8:45 に登校してください。
- 通学バスは8:45 到着予定です。
- 欠席や遅刻をされる場合は、34ページに記載しています「欠席連絡システム」をご利用ください。  
利用できない場合の電話は、8:00～8:30 の間にお願いします。
- 学校への電話連絡は8:00～17:00 お願いします。
- 電話の取り次ぎは、緊急時を除いて授業時間中には行えません。  
電話連絡は授業間の休み時間にお願いします。
- 午前7時の時点で、大阪市に、暴風警報または特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。  
暴風警報または特別警報が発令されていなくても、気象状況等により、通学路の安全などが確保されない場合は、校長の判断で臨時休業にすることがあります。
- 欠席や校時の変更に伴う送迎時刻の連絡は、ご家庭から直接放課後等デイサービス事業所等へお願いします。

# 通学について (保護者等による送迎・自主通学・通学バス)

## ① 保護者等による送迎

- 朝の「送り」は8:40～8:55の間をお願いします。  
※ 以降の「送り」については、教室まで児童生徒を送ってください。
- 送迎時は、自家用車の校内駐車が可能です。

## ② 自主通学

- 徒歩
- 公共交通機関を利用する通学

- ※ 中学部、高等部の生徒が対象です。
- ※ 公共交通機関によっては定期券購入に伴い通学証明書の発行が必要になります。担任までご連絡ください。

### 【通学バス・保護者等による送迎から自主通学へ変更する場合】

→ 所定の手続きが必要です。

- ご家庭でよく話し合ったうえ、担任にその希望を申し出てください。
  - 保護者等による付添いのもと、登下校の練習を行ってください。
  - 安全に登下校できることを、本人、保護者等、担任、生活指導部等が確認した後、自主通学を開始することとします。
- 
- ※ 転居等により通学路が変更になる場合は、担任に連絡してください。
  - ※ 社会のルールと公共のマナーについて、ご家庭にて確認をお願いします。
  - ※ 下校時に放課後等デイサービスを利用する場合は、必ず担任までお知らせください。連絡帳に記入欄があります。
  - ※ 学校の最寄り駅やバス停からは学校が指定している通学経路(3ページ参照)で登下校してください。
  - ※ 学校までの自主通学を安全に行うことができる高等部の生徒で、自転車通学を希望する場合は、担任までご相談ください。

### ③ 通学バス

#### 【保護者等による送迎】

- 停留所への「送り」・「迎え」を必ずお願いします。児童生徒のみでの乗車、降車はできません。(通学バス停留所までの自主通学を除く。)
- 下校便で「迎え」のない場合、停留所で児童生徒は降車することができませんので、通学バスで学校まで戻ることになります。その場合、学校までの「迎え」をお願いすることになります。
- 「迎え」において、保護者以外の方が来られる場合、事前に学校までお知らせください。
- 「送り」「迎え」の際は、保護者証を携帯してください。バス降車口近くで児童生徒の名前を告げていただくと、介助員が「保護者証」(25ページ参照)を確認したうえで、児童生徒の引き継ぎを行います。

#### 【通学バス停留所までの自主通学を希望する場合】(中学部・高等部の生徒対象)

→ 所定の手続きが必要です。

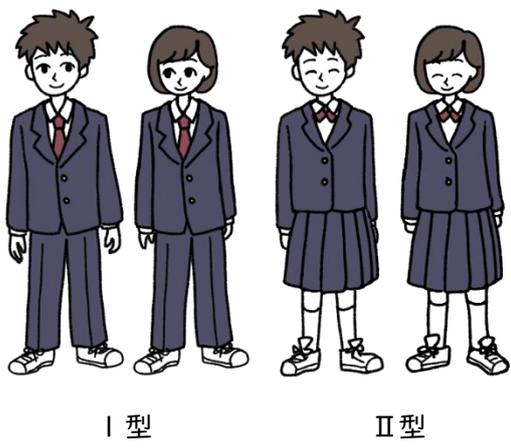
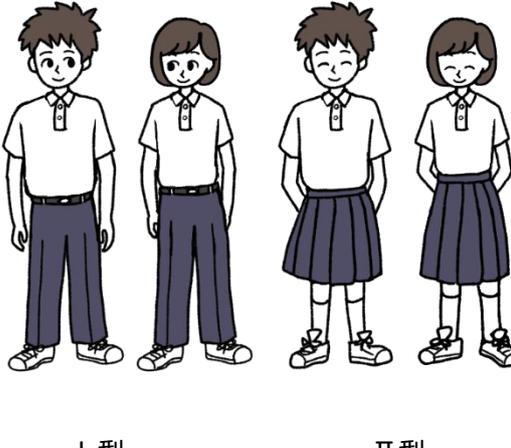
- ご家庭でよく話し合ったうえ、担任にその希望を申し出てください。
- 保護者等による付添いのもと、停留所までの登下校の練習を行ってください。
- 安全に登下校できることを、本人、保護者等、担任、生活指導部等が確認した後に、通学バス停留所までの自主通学を開始することとします。

#### 【共通事項】

- 介助員はバスを降りての介助等はできません。
- 運行予定時刻表に書かれている時刻は出発時刻です。  
バスは定刻に発車しますので、くれぐれも時間厳守でお願いします。
- 下校便は、行事などにより運行時間が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- 渋滞等の理由でバスが遅れる場合があります。大幅な延着が判明している場合にはさくら連絡網(年度当初はマチコミも併用)等で連絡させていただきます。
- 児童生徒が欠席する場合、介助員に学校への伝言や荷物を預けることはできません。
- 登校時と下校時に利用するバス停留所は同じ号線、同じ停留所の一箇所です。決められた停留所以外の場所で乗降車することはできません。
- 発熱や嘔吐等により感染症の拡大が懸念される場合は、バスには乗車できません。登校後に発熱・発症した場合は、学校まで「迎え」をお願いすることになります。

# 標準服

※ I型とII型から選択して着用してください。

冬季	
 <p>I型 II型</p>	<p>《上》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・白長袖カッターシャツ（I・II型）</li><li>・ネクタイまたはリボン</li><li>・紺ブレザー（I型・II型）</li></ul> <p>《下》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・紺スラックス（I型）</li><li>・紺プリーツスカート（II型）</li></ul> <p><input type="checkbox"/> ブレザーの中に黒・紺・グレー等のセーター、カーディガン、ベストを着用してもかまいません。</p>
夏季	
 <p>I型 II型</p>	<p>《上》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・白半袖ポロシャツ</li></ul> <p>《下》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・紺スラックス（I型）</li><li>・紺プリーツスカート（II型）</li></ul>

※ 本校では、登下校時の着用だけでなく、校内でも標準服を着用して過ごす時間が多くありますので、スラックスタイプ（I型）の方が活動はしやすいです。スラックスやスカートの丈は、イラストをめやすにしてください。（スカートの丈は膝がかくれるくらいがめやすです。）

※ 年間を通じて気候や健康状態に応じた服を着用してください。

### 【標準服の購入について】

- 本校では、左ページのようなセットアップを、標準服として設定しています。  
黒・紺・グレーなどベーシックな色の既製品を着用してもかまいません。  
スラックス、スカート等は、ベーシックな色でストライプやチェック柄が入っていてもかまいません。
- 販売店として、「制服のハセヤ」で取り扱いがあります。  
ご予算、利便性、洗い替えの必要数等、各家庭のご判断で用意してください。

#### 【標準服取り扱い店】

株式会社 長谷屋商店  
(制服のハセヤ)



〒533-0023

大阪市東淀川区東淡路2丁目16番3号

電話:06-6321-0158

阪急京都線 淡路駅 東口より約250m

JR 淡路駅 南西に約550m

平日 10:00~18:00 (水曜定休日)

土曜 11:00~15:00 (日祝は不定休)

### 【学校で使用する靴】

- 小学部は、通学時に使用する靴とは別に、校内用(上靴)・体育館用、運動場用の3足を用意してください。(運動場用の靴が必要ない学年は別途連絡させていただきます。)
- 中学部、高等部は、通学時に使用する靴とは別に、校内用(上靴)、体育館用の2足を用意してください。ただし、通学時に使用する靴が革靴など、運動に適した靴でない場合は、屋外活動用の靴を1足用意してください。
- これまでに使っていた体育館シューズをお使いいただけます。
- 装具や足部の保護機能などがついた特別な靴を着用している場合などのご相談ください。

# 体操服

中学部、高等部では、体育や職業の授業などにおいて、必要に応じて更衣を行い、学習します。小学部では、基本的に毎日更衣を行い、学習します。

## ◆ 体操服について

- 体操服に着替えて体育の授業を行います。
- 本校指定の体操服として、次の物品を取り揃えています。



長袖ジャージ 長ズボンジャージ 長袖Tシャツ 半袖Tシャツ ハーフパンツ

- これまでに着ていた体操服も着用していただけます。
- 本校指定の体操服以外のジャージ(上・下)や T シャツを着用する場合は、可能な限り本校指定の体操服と同系色のものを着用するようにしてください。
- 体操服の左胸と左腰に名前を取り付けてください。  
本校指定の体操服取扱店舗で購入していただく場合は、名前が刺繍されています。在校生で、P.S ネーム(アイロン転写)が外れてしまった場合や、家庭で名前を取り付ける場合は縦6cm×横8cmの大きさのゼッケンをめやすとしてください。
- 体操服は、使用後に毎回持ち帰ります。

## ◆ 冬季の服装について

- 冬季は防寒着としてウィンドブレーカー、手袋(指が分かれたもの。ミット型は不可)などを着用してもかまいません。ただし、汚れますので、通学用の防寒着、手袋と別のものが望ましいです。

## ◆ スポーツキャップについて

- 年間を通して着用します。取扱店でも販売しています。  
【中学部・高等部】白地、メーカー名は可      【小学部】紅白帽

※ 体操服の購入は、次の通販サイトから新規会員登録（無料）  
のうえ、お申込みください。

サイト URL : <https://galax-ega.com/>

新規会員登録に必要な学校 ID は以下のとおりです。

・学校 ID :

・入学年度 : 新入生

在校生  を選択してください。



※ 取り扱い商品や修繕等のご相談は下記までお願いします。

ギャレックス大阪 〒562-0015 大阪府箕面市稲1丁目10番2号  
電話:072-725-0700 FAX:072-725-2233

**水泳時** (詳しくは、5月中旬に配付します「水泳指導についてのお知らせ」に記載します。)

#### ◆ 水着について

- 水着のタイプは問いません。
- これまでに使っていた水着をお使いいただけます。
- 新たに購入する場合は、次のような水着を推奨しています。お子さまにあった水着をお選びください。

##### 【小学部】

- ショートスパッツ型、トランクス型、ワンピース型、セパレーツ型 (お腹が見えないもの) で黒、紺をベースとしたもの

##### 【中学部、高等部】

- ショートスパッツ型、トランクス型、セパレーツ型 (お腹が見えないもの) で黒、紺をベースとしたもの

- ラッシュガードの着用は可能です。  
新たに購入する場合は、フードの付いていないものを購入してください。

#### ◆ スイミングキャップについて

- 入水時にはスイミングキャップの着用が必要です。
- これまでに使っていたスイミングキャップをお使いいただけます。
- 新たに購入される場合は、白のスイミングキャップを購入してください。

# 学校生活のきまり

出来島支援学校は「**であい**」、「**きずな**」、「**じりつ**」、「**まなび**」を学校の教育目標として  
 います。出来島支援学校に通う皆さんが、まわりの人と協力して、たがいに助け合い  
 ながら、自立に向けて、さまざまなことを学ぶために、一人ひとりがルールやマナーを守  
 り、心身ともに健康で、明るい学校生活を過ごせるようにしましょう。

## 服装

### <登下校時>

1. 更衣が必要な授業以外では、通学時に着用してきた服で授業を受けます。  
 学校生活を送るうえで、適切な服を着用しましょう。  
 例) 学校生活に不向きな服：著しく活動しにくい服、肌の露出が多い服、華美な服
2. 清潔な衣服を、整った身だしなみを心がけましょう。
3. 気候にあわせた服装を着用しましょう。  
 【めやすの着用期間：夏季（6月～9月）、冬季（10月～5月）】
4. 靴は着脱しやすい靴を選びましょう。  
 革靴を着用する場合は、運動場で使用する運動靴が必要になります。  
 サンドル（かかとを固定する部位があるサンダルを含む）は、特別な事情がある場合を除いては着用しないようにしましょう。
5. 防寒着、防寒具は、必要に応じて、着用しましょう。

### <校内>

6. 更衣が必要な授業前は、更衣室で更衣します。時間を意識して更衣しましょう。  
 また、更衣室はみんなで使用します。ゆずりあって使用するようにしましょう。

#### 保護者の皆様へ

持ち物には、記名をお願いします。

7. 校内では上靴を着用します。体育館では体育館シューズを着用します。運動場では運動に適した靴を着用しましょう。
8. 冬場など、通学時に着用してきた服では寒い場合、着用してきた防寒具とは異なる衣服（トレーナーやフリースなど）を着用するようにしましょう。

### ＜持ち物＞

9. 携帯電話やスマートフォンを持参する場合は、届け出が必要です。

#### 保護者の皆様へ

携帯電話やスマートフォンを持参する場合は「携帯電話・スマートフォン持参届」の提出が必要です。

10. 現金は、特別な場合を除き、持たないようにするか、必要最小限にしましょう。
11. 登校後、スマートフォンやスマートウォッチ、携帯電話、通学定期、財布などは貴重品として、担任の先生に預けましょう。
12. 刃物（はさみやカッターを含む）などの危険な物や、おもちゃ、ゲームなど学校での学習や生活に必要なものは持っていないようにしましょう。
13. お土産、プレゼントなどは持っていないようにしましょう。

#### 保護者の皆様へ

お土産、プレゼント等のやりとりを、担任や連絡帳を経由して受け渡すことは、お断りしています。

### 登下校

14. 通常の登校時間は、午前8時30分～午前8時45分（正門通過）です。遅刻することはもちろんよくありませんが、早すぎるのも良くありません。
15. 学校に届け出た通学方法、通学路を通過して、寄り道をせずに登下校しましょう。
- なお、学校最寄りの駅、バス停から学校までは通学路を指定しています。指定された通学路を通りましょう。

#### 保護者の皆様へ

友だちと待ち合あわせて登下校することは良い点もありますが、「連絡不十分で待っていても来ない」、「休みに気づかず待っていて帰る時間が遅くなった」、「友だちが負担を感じてしまう」などのトラブルが生じる場合がありますので、推奨はしていません。事情がある場合は、双方の家庭間で確認のうえ、担任にも連絡してください。

16. 交通規則とマナーを守り、安全には十分に気をつけましょう。
17. 公共交通機関利用時のルールとマナーを守りましょう。
- 駅のホームや車内などで走る、騒ぐ、大声で話すなど周囲に迷惑をかける行為はやめましょう。
  - 割り込んで座席に座らないようにしましょう。座席を必要としている人（体の不自由な方や、お年寄りの方、妊婦の方）には席を譲りましょう。
  - 人が多い車中では、自分のかばんが迷惑にならないように気をつけましょう。
  - 出入り口近くでは乗り降りする人の迷惑にならないように気をつけましょう。

### 休憩時間

18. 教室から離れる時は、行き先を先生に伝えましょう。
19. 教室や廊下は走らずに歩きましょう。
20. 悪ふざけや危険な遊びはやめましょう。
21. チャイムの合図を守り、余裕を持って行動しましょう。

### 帰宅後・休業日

22. ショッピングモール、ゲームセンター、カラオケボックス、映画館、テーマパークなどへ外出するときは、保護者と十分に相談し、帰宅時刻などを決めて出かけましょう。

#### 保護者の皆様へ

出来島支援学校では、友だちと余暇を過ごすことは、より良く生きるために重要であると考えています。しかし、多くの人が利用する場所には、望ましくない誘惑がある場合もあります。安全に、健全に、楽しく余暇を過ごすために、お子さまの状況に応じて、十分な計画と取り決めを確認してください。

23. 外出するときは、必要以上のお金は持たないようにしましょう。
24. 保護者が留守の友だちの家には入らないようにしましょう。

#### 保護者の皆様へ

保護者が不在の状況では、予期せぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。生徒たちの安全を考慮し、ご協力をお願いします。

25. 友だち同士で物品やお金の貸し借りはやめましょう。食事をおごる（友だちの食事代を払う）こともやめましょう。

## その他

26. アルバイトの実施や運転免許の取得は、保護者と十分に相談し、無断で行わないようにしましょう。学校生活を最優先に考えましょう。

### 保護者の皆様へ

アルバイト実施や運転免許の取得が必要な事情がある場合は、保護者から担任に連絡してください。アルバイトの実施には、「アルバイト届」の提出が必要です。

27. 髪染め、パーマ、化粧、マニキュア、アクセサリーなどはやめましょう。
28. 飲酒や喫煙は法律上、禁止されています。アルコールテイスト飲料や電子たばこ類もやめましょう。

### 保護者の皆様へ

染髪やアルコールテイスト飲料、電子たばこ類の禁止については、違法な行為や危険なトラブルに巻き込まれることを未然に予防し、生徒たちを守りたいという学校の姿勢を示しているものです。

規範意識は、家庭教育を基盤に、学校生活においても育まれます。学校と家庭、場合によっては関係機関等と連携し、生徒が抱える背景や想定される影響について、双方で認識を確認しながら対応していきます。

29. 友だち同士での個人的な連絡先（SNSアカウントなど）の交換は、保護者と十分に相談しましょう。

- ※ 全国的にインターネットを通じて、メールやLINE、Facebook、X、Instagram、TikTokなどのSNSサービスの利用によるいじめや様々なトラブルが増加しています。巻き込まれないように十分に注意しましょう。

### 保護者の皆様へ

友だち同士での個人的な連絡先（SNSアカウントなど）の交換を、学校が仲介することはありません。各家庭にルールがあると思います。双方の家庭間で確認のうえ、慎重に行うようにしてください。

# お願い

## 来校について

- 本校への来校は防犯・安全対策として「保護者証」が必要です。
- 来校の際は、「保護者証」を首からかけてお入りください。

<b>保護者証</b> 【小学部】	
児童名	_____
災害時等引継者	_____
続柄	名前
大阪府立出来島支援学校 	

- 「保護者証」がない場合は「来校者の記録」に必要事項を記入し、貸し出し用の「来校者証」を首からかけてください。
- 「保護者証」は各家庭に 2 枚配付します。ネームホルダーは各家庭に 1 つ配付します。
- 「保護者証」は災害時等引継者カードを兼ねています。災害時に備えて、引継ぎ者に渡しておいてください。
- 通学バスの「迎え」時の身分証明書としても使用します。引継ぎの際に提示してください。
- お越しの際は、屋内用の履き物（上靴、スリッパ等）と履き物を入れる袋をご持参ください。
- 児童生徒の送迎時以外では、校内に駐車することはできません。近隣の商業施設、道路への駐停車はお控えください。

## その他

- 本校では連絡帳を用いて、下校方法や予定、提出物・配付物、持参薬などの情報をご家庭と共有しています。毎日確認していただき、確認のサインをお願いします。
- 連絡帳や配付物を入れて持ち帰るためのジッパー付きの袋（B4 サイズ推奨）をご家庭で購入して持たせてください。
- 必要な文具等は学部、学年から持参をお願いする場合があります。
- 持ち物にはすべて名前を記入してください。

# 保健関係のお知らせ

## 1. 学校でのけがについて

- 学校でのけがについては、保健室等で応急処置を行います。保健室は治療を行う医療機関とは異なるため、継続的な処置を行うことはできません。
- けがの状態によっては、学校から医療機関を受診します。受診が必要な際には、保護者へ連絡します。(保健調査票の連絡先を使用します。) 保険証・医療証を持参のうえ、医療機関へお越しください。

<スポーツ振興センターの災害共済給付制度について>

- 学校管理下でのけがで受診した際は、スポーツ振興センターの給付対象となります。対象となる場合には書類をお渡しします。(ただし、健康保険法に規定する医療保険並びに診療における医療費のみが対象となり、紹介状なしでの受診の際に必要な選定療養費などは対象外です。)

【動画】【2分でわかる】『災害共済給付制度』ってどんな制度？



## 2. 医療券について

- 小学部、中学部の要保護及び準要保護児童生徒で、健康診断の結果を受けて定められている治療を受ける場合は、その治療に要する費用を負担する「医療券（要保護及び準要保護児童生徒医療費補助金）」という制度があります。利用の際には事前に申請が必要です。詳しい内容は保健室にご連絡ください。

## 3. 健康診断・健康相談について

- 健康診断の結果で、検査や受診が必要な場合は、「受診票」をお渡しします。所見がない場合は懇談時に「定期健康診断の記録」でお知らせします。各種の測定や検査は定められた方法で行いますので、発達段階により「検査困難」となる場合があります。
- 学校医（内科・歯科・耳鼻科・眼科・心療内科）による健康相談を希望される場合は担任を通じて保健室にご連絡ください。

## 4. その他

- 緊急連絡先や服薬等の内容の変更、健康状態に変化があった場合は学校まで連絡してください。
- 登校前には、食欲はあるか、熱はないか等、朝の健康観察をお願いします。
- 学校での体調不良や発作等で座薬を使用した場合などにはお迎えをお願いします。
- 個人で使用する衛生用品（ウエットティッシュやビニール手袋等）の持参をお願いします。

# 学校での薬の管理

本校では、学校で薬の使用(内服、外用)を必要とする児童生徒の支援を安全、確実にを行うため、薬の管理について取り決めをしています。保護者と担任、養護教諭が連携して薬剤の管理を行います。ご理解、ご協力をお願いします。

## <学校での薬使用についての基本的な考え方>

- 薬の飲み忘れや飲み間違いを防ぐため、服薬はできるだけ家庭でできるように主治医にご相談ください。(朝晩の処方とするなど)
- 学校での薬の使用が必要な場合は、以下の手続きが必要です。
- 学校で与薬できる薬は、医師から処方された薬です。



(1) **日常** 《一定期間(2週間以上毎日服用している)、継続して薬の使用が必要な場合》

(2) **臨時** 《普段は必要ないが、一時的に(概ね2週間まで)薬の使用が必要になった場合》

### 【(1)(2)共通】

- 「与薬依頼書」に必要事項を記入、提出してください。
- 「与薬依頼書」と合わせて、薬の取扱説明書(コピー可)も持参してください。
- 薬は原則、1回分を持参してください。
  - 薬にも記名をお願いします。難しい場合はチャック付きの袋などに記名してください。
  - 水薬は1回分を容器(弁当用調味料入れなど)に入れ、持参してください。(用量の間違いを予防するためです。塗り薬や目薬などはこの限りではありません。)
- 空き袋は服薬の確認のため、持ち帰ります。



薬名	剤形	用法	用量

## <外用薬(塗り薬、目薬等)について>

- 処方された外用薬については、「与薬依頼書」の提出をお願いします。
- ハンドクリーム、リップクリーム、ワセリン、虫刺されの塗り薬、虫よけ剤については、連絡帳でお知らせください。



(3) **緊急** 《発作などの緊急時に薬の使用が必要な場合(座薬・吸入薬等)》

- 緊急時薬の預かり・使用を希望される場合は、担任までお知らせください。
- 28ページ「座薬等緊急時の薬剤預かり・使用」もご確認ください。
- 「保護者依頼書」と「主治医意見書」を毎年度提出してください。(薬の説明書なども添付してください。)
- 薬は保健室で保管します。
- 緊急時、薬を使用する場合は、電話にて確認します。



※ この取り決めは、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(平成17年7月26日)」の5にもとづいています。

# 座薬等緊急時の薬剤預かり・使用

本校では、学校で座薬等の薬剤を使用する場合、安全に使用するため保護者からの依頼と主治医からの指示（意見）が必要です。希望される場合は、所定の手続きが必要です。

## 【座薬等緊急時の薬剤の例】

- てんかん発作の重積を予防するため（例：ダイアップ座薬）
- アレルギーのため、症状が出たときに服薬が必要な場合（例：抗ヒスタミン薬）
- 不穏時・パニック時に服薬が必要な場合（例：リスパダール）

## 注意点

- 学校で使用する薬は、家庭での使用経験があるものを基本とします。  
（使用経験がないが学校での使用を希望する場合はご相談ください。）
- 座薬を使用した際は、経過観察と安静のため保護者のお迎えをお願いします。受診または家庭での経過観察をお願いします。
- 通学バス内では薬剤の使用ができません。通学バス内での対応について、主治医とご相談ください
- 泊を伴う行事のみ、薬の預かり・使用が必要な場合も申請が必要です。

## 申請の流れ

保護者 「保護者依頼書」（書式1-2）を記入してください。  
「主治医意見書」（書式2-2）を主治医に記載してもらってください。

↓ 書類は学校へ提出してください。

学校 ・関係者での検討、確認をします。  
・クラス、学年などで対応の確認をします。



## 薬預かり・使用の実施

- \* 「保護者依頼書」「主治医意見書」は毎年度提出が必要です。
- \* 薬の量や内容の変更、使用する状況の変更などの際には、依頼書および意見書の更新が必要です。担任まで連絡してください。また、学校での薬預かり・使用を中止する場合も連絡してください。
- \* 主治医意見書の記入にあたっては、医療機関により文書料がかかることがあります。保護者負担となりますことをご了承ください。
- \* 学校で預かる薬は、毎年度初めに新しいものを古いものと交換します。

# 学校感染症

本校では、校内での学校感染症の拡大防止を目的として、下の表にある学校感染症と診断された場合、各ご家庭に以下の対応をお願いしています。

① 学校へ必ずご連絡ください。(学校へ電話で連絡をお願いします。)

② 「学校感染症に関する報告書」の提出をお願いします。

- 毎年4月に配付します。(本校ホームページからもダウンロード可)
- 「診断名」「欠席の期間」「受診した日」「診断を受けた医療機関」を明記のうえ、登校再開日に学校に提出してください。
- 下記定められた出席停止期間は出席停止となります。



おもな学校感染症と出席停止期間		
種別	病名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん(3日はしか)	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	おもな症状が消えた後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	① 条件によっては出席停止が必要と考えられる感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、急性細気管支炎(RSウイルス)	
	② 出席停止の必要がないと考えられる感染症 アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)	

# 給食と食物アレルギー対応



## 家庭の事情による給食欠食について

- 児童生徒が入院や家事都合で5日以上連続した欠食をする場合は、事前の申請に限り、欠食することが可能です。食材発注の都合上、欠食の対応開始月日についてはご相談させていただきますので、できるだけ早めにご連絡ください。

## 献立における部分的な停止について

- 食物アレルギーにより身体に影響がある等の場合、飲用牛乳のみ停止することが可能です。停止する場合は、「**学校給食費減額申請書**」<sup>※1</sup>と「**医師の診断書**」の提出が必須です。

## 食物アレルギーの対応について

- 給食時や食材を扱う授業・活動、宿泊・校外学習時など、学校生活において食物アレルギーの対応を希望する場合は、医師の診断により記入された「**学校生活管理指導表**」<sup>※2</sup>の提出が必須です。
- 医師の診断や聞き取りをもとに「**食物アレルギー個別の取組みプラン**」を作成し、個別に対応します。

## 食物アレルギーがある児童生徒の給食時の対応について

- 「食物アレルギー個別の取組みプラン」に基づき、個々に応じて三段階の対応を行います。

詳細な献立表対応	<p>【食物アレルギー対応の基本】</p> <p>対象の児童生徒のみ、給食の材料名を記載した「食物アレルギー個別対応献立表」を、保護者と学校で確認します。</p>
除去食対応	<p>【原因食物を給食から除いて提供することができる場合】</p> <p><u>卵</u>を使用した献立のみ、除去食を提供することができます。</p> <p>例:「かきたま汁(鶏卵)」⇒「すまし汁」として提供可○</p> <p>「プリン(既製品)」⇒提供不可×</p>
弁当対応	<p>【除去食対応ができず、代替りの食品を持参する必要がある場合】</p> <p>「一部弁当対応」、または「完全弁当対応」</p>

※1※2 食物アレルギーの対応を希望される場合は、必要書類をお渡しますので、速やかにご連絡ください。不明点や質問がありましたら、担任または栄養教諭までお問い合わせください。



# 個別の指導計画・学校生活の記録

個別の教育支援計画を作成するとともに、個別の指導計画を作成します。

**個別の指導計画** 自立活動と各教科において作成します。

- 今年度より、大阪府統一様式に変更します。
- 1年間を前期(4~9月)と後期(10~3月)に分けて目標を設定し、評価を行います。
- 年間に3回配付します。内容は次のとおりです。

時期	内容
5月頃	前期 目標
前期終業式	前期 学習内容・手立て、前期 評価、後期 目標
卒業式・修了式	後期 学習内容・手立て、後期 評価

## 学校生活の記録

- 「特別活動」、「特別の教科 道徳」、「総合的な学習(探究)の時間」の学習の様子と「総合所見」を「学校生活の記録」として、卒業式もしくは修了式に配付します。

[各教科 個別の指導計画 イメージ]

個別の指導計画(各教科等)		名前(出来島 太郎)		
教科等	学期	目標	学習内容・手立て	評価
国語	前期	【思考力・判断力・表現力】 簡単な物語を読んで、場面の変化や登場人物の心情の変化を読み取ることができる。	【学習内容】 ・物語を読もう 【手立て】 ・短い物語やシンプルな物語を取り入れる。 ・具体的な質問や選択形式の質問を用意し、場面や登場人物の状況を把握できるようにする。	○：登場人物の心情の変化を読み取ることに苦戦していましたが、場面の状況や登場人物については理解し、質問に答えることができました。
社会	前期	【思考力・判断力・表現力】 地形や土地の活用、施設などの様子や特徴や地域ごとの違いを表現することができる。	【学習内容】 近畿地方の地理を理解する。 【手立て】 各府県の土地活用などについて自分で調べて理解できるよう、穴埋め形式のワークシートを用意し、調べ学習の見通しを持てるよう支援する。	◎：左記の目標について十分に達成することができました。特に、京都の土地活用については、扇状地という地形的な利点から加茂ナガサキが有名であることなど、ワークシートの記載よりも詳しく調べることで理解を深めることができました。

# 緊急時等におけるメール配信



本校では、学校からのお知らせの配信や、家庭からの欠席連絡のツールとして、令和8年度より「さくら連絡網」サービスを使用します。詳細は別途連絡します。

地震、台風等、非常変災時の連絡手段確保のため、全てのご家庭に登録していただけるようにご理解とご協力をお願いします。

## 「さくら連絡網」について

- 「さくら連絡網」はパソコン、スマートフォン、タブレット端末等で利用できます。連絡手段は、メール、アプリ、LINE を選択できます。
- 1つのアカウントにつき、複数の連絡先を登録することも可能です。

## 【留意事項】

- 登録にあたっては、個別に配付します登録手順書をご確認ください。
- 令和8年度より導入のシステムになりますので、全員新たに登録の手続きをお願いします。令和7年度まで利用していた「マチコミ」は令和8年度中に利用を停止します。

# 欠席連絡システム

本校では、令和8年度より、「さくら連絡網」を使用した欠席連絡システムを導入します。

「さくら連絡網」の設定登録をしているご家庭のパソコンやスマートフォン、タブレット端末などから、必要事項を入力、送信していただくことで、学校への欠席、遅刻の連絡を行うことができます。

〈入力画面イメージ〉

The image shows a smartphone screen displaying the 'School Contact' app. At the top, it says '学校へ連絡' (Contact School) and shows the school name 'さくらっ丘小学校' (Sakurakobane Elementary School) and the user '春野さくら' (Haruno Sakura). The date is '7月23日 (火)' (July 23, Tuesday). The form has four main input fields: '内容' (Content) with a dropdown menu set to '欠席' (Absence), '理由' (Reason) with a dropdown menu, '期間\*' (Period) with a calendar icon, and '備考' (Remarks) with a text area. Below the text area, it says '2000文字まで' (Up to 2000 characters) and has a 'リセット' (Reset) button. At the bottom of the form, it says '当日 10:00まで' (Until 10:00 on the day) and has a large blue '送信' (Send) button. The bottom navigation bar has icons for 'ホーム' (Home), '授業チェック' (Class Check), '学校へ連絡' (Contact School), and 'ルーム' (Room).

学校へ連絡

## 【留意点】

- 遅刻、欠席の連絡は「さくら連絡網」をご利用ください。
- 欠席、遅刻の連絡は8:30までをお願いします。
- 当日または翌日の欠席、遅刻の連絡にご使用ください。
- 「さくら連絡網」を利用できない場合は、8:00~8:30の間に電話で連絡してください。
- 入力後に訂正はできません。訂正が必要な場合は電話でご連絡ください。
- 連絡帳等で、担任に事前に伝えている欠席、遅刻の連絡については、「さくら連絡網」への入力は不要です。
- 入力は、原則、保護者の方でお願いします。
- 連絡いただいた後に、確認のために学校から連絡する場合があります。

# 学校諸費（学校徴収金）

学校の教育活動に必要なもので、児童生徒に直接還元される物品等の購入費用や給食費、修学旅行等の積立金を保護者の方から徴収します。

## 費目

- 学年費 … 実習材料費、校外学習等の特別活動費他、卒業アルバム等の諸費
- 積立金 … 宿泊学習費及び修学旅行費
- 給食費 … 学校給食費
- PTA 会費 … 年会費 3,500 円

## 徴収金額

「令和8年度の学校徴収金について」を参照

## 徴収方法

口座振替、または納付書により指定金融機関窓口にて納付

## 徴収時期

	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
納期限 【口座振替日】	4月20日	7月20日	10月20日	1月20日
再振替日	5月20日	8月20日	11月20日	2月20日
再々振替日	6月20日	9月20日	12月20日	なし

※ 土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日。

※ 指定の振替日に残高不足等で振替が行えない場合は、翌月、翌々月20日に再度振替します。

※ 第4期分の再々振替はありません。

※ 納期限は必ず守ってください。

学校運営、教育活動が円滑に実施されるよう、期限までに必ず納付してください。

# 就学奨励費

## 制度概要

- 支援学校に就学している児童生徒の保護者の方に対し、経済的な負担を軽減し就学を奨励するため、「特別支援教育就学奨励費」を支給します。
- 各家庭の負担能力(収入状況)に応じて支弁段階(1～3段階)を決定後、段階に基づく金額を支給します。

## 支給費目・時期

費目	支給期(予定)
*高等部教科書代	高等部教科書代… 6月末
*本人通学費	第1期 …………… 7月末
*現場実習費	第2期 …………… 9月末
*校外活動等参加費	第3期 …………… 11月末
*学用品・通学用品購入費	第4期 …………… 12月下旬
*新入学児童生徒学用品・通学用品購入費など	第5期 …………… 2月末
※ 実費支給(限度額あり)	第6期 …………… 4月上旬

## 手続き

- 事務室から随時配付する書類に必要事項を記入等のうえ提出いただき、それに基づいて大阪府へ請求します。  
(未提出又は締め切り後の書類提出は不支給又は支給遅れになる場合があります。)
- ◆ 支弁段階決定手続きについて(①②のいずれか)
  - ① 18歳以上の世帯員全員の「マイナンバー」の提出による所得情報を提供してください。
  - ② 18歳以上の世帯員全員の「所得証明書」の提出による所得情報を提供してください。
- ◆ 通学費の支給について
  - ① 購入状況の確認のため、定期券のコピーを事務室に提出してください。
  - ② 基本は4～6月の3ヶ月分、7月の1ヶ月分、9～2月の6ヶ月分、3月の1ヶ月分で購入された定期券の金額を支給します。(生徒または家庭状況による)
- ◆ 学用品費等の支給について  
購入日時・品目・価格等記載の領収書・レシート等が添付された用紙を提出してください。

※ **必要書類の提出については、随時連絡します。**







大阪府立出来島支援学校